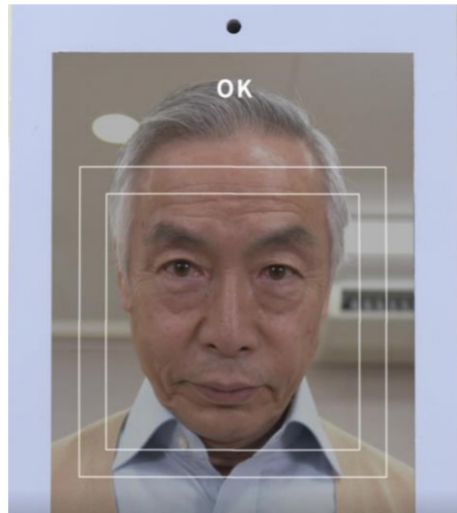


先行導入医療機関
マイナンバーカード健康保険証利用

マイナンバーカードを
健康保険証として利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として
利用すると顔認証での受け付けが可能とな
ります
※暗証番号での認証も可能

利用開始日 令和3年 6月 1日

ご持参いただくもの



マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

マイナンバーカードをお持ちの方は、是非ご持参ください
※通常通り、健康保険証のみのご持参でも問題ございません



健康保険証



その他いつも持参している証書

※いつも持参している証書（下例）は、すべてご持参ください

- | | |
|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 公費負担医療受給者証 | <input checked="" type="checkbox"/> 限度額適用認定証 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 乳幼児医療費証 | <input checked="" type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険証 | <input checked="" type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証
等 |

是非、先行導入医療機関での
マイナンバーカード健康保険証利用にご協力ください！